備考　この表において「特定日」とは、第十一条第九項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の４月１日（当該確定することとなる日から１年以内の日であって、４月１日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）をいう。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この規則は、令和九年四月一日から施行する。

２　国家公安委員会行政文書管理規則（以下この項において「文書規則」という。）第十一条第五項に規定する文書作成取得日がこの規則の施行の日前である文書規則第二条第一項に規定する行政文書及び文書規則第十一条第七項に規定するファイル作成日がこの規則の施行の日前である文書規則第二条第二項に規定する行政文書ファイルの保存期間満了時の措置については、なお従前の例による。